

新ごみ処理施設整備基本方針策定等業務委託

仕 様 書

令和8年8月

小豆地区広域行政事務組合

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1. 業務の目的

本組合は、土庄町と小豆島町の2町にて構成されており、本組合（土庄町および小豆島町）は、新ごみ処理施設（可燃ごみの焼却処理施設、不燃・粗大ごみの破碎・選別施設）の整備に向けた事務を進めている。本業務は、当該新ごみ処理施設の整備方針を定めるとともに、関連する上位計画および交付金要件に対応する計画の策定を一体的に行うことを目的とする。

具体的な目的は以下のとおりとする。

1）新ごみ処理施設整備基本方針策定業務

新ごみ処理施設の整備に向け、その基本方針を策定すること。なお、本事業は環境省所管の循環型社会形成推進交付金を活用して実施するものである。

2）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務

令和2年2月に策定した現行計画が中間目標年度を経過していることから、新ごみ処理施設整備基本方針等の内容を盛り込み、最新のデータに基づいて計画の見直しを行うこと。

3）第3期循環型社会形成推進地域計画策定業務

既存の第2期循環型社会形成推進地域計画の計画期間（交付期間）が令和8年度をもって終了することから、次期地域計画を策定すること。

※ なお、上記各計画の策定および改定にあたっては、それぞれの内容に齟齬が生じないように、相互の整合性を十分に担保するものとする。

2. 業務の名称

新ごみ処理施設整備基本方針策定等業務委託

3. 業務の名称

香川県小豆郡土庄町・小豆島町全域

4. 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 循環型社会形成推進地域計画については、令和9年度当初から交付金を受けられるように令和8年10月末までに本組合へ提出すること。

5. 業務の内容

1）新ごみ処理施設整備基本方針策定業務

2）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務

3）第3期循環型社会形成推進地域計画策定業務

第2節 一般事項

1. 仕様書の適用

- 1) 本業務は、本仕様書に従って行うこと。
- 2) 受託者は、本仕様書に定めのないものであっても、業務上必要と思われるものについては、組合と協議のうえ、決定し行うものとする。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関連法令、指針並びに通達等を調査熟知し、業務内容に不備がないようにしなければならない。

3. 提出図書

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、本組合の契約約款に定める書類のほか下記書類を提出し、必要に応じて組合の承認を得なければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度組合の承認を得なければならない。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 管理技術者及び照査技術者届け及びその資格等の写し
- 4) 完了届
- 5) 納品書
- 6) その他必要な書類

4. 業務管理

受託者は、業務管理にあたり下記事項を遵守しなければならない。

- 1) 業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する技術者を選考し配置するものとする。
- 2) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者に技術士法に定める技術士で総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）又は、衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有する者を配置しなければならない。
- 3) 配置する監理技術者、照査技術者及び担当技術者は、2015年度（平成27年度完了案件）以降に一般廃棄物処理基本計画策定支援業務、循環型社会形成推進地域計画策定支援業務及び一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務（ごみ焼却施設の新設に関する基本構想に限る）の実務実績がある者とする。
- 4) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）を有する者とする。
- 5) 管理技術者と照査技術者は兼任できないものとする。
- 6) 本組合と常に密接な連絡をとり、十分な協議を行い業務に支障ないようにすること。
- 7) 業務途中において、本組合が中間報告を求めたときは、直ちに提出すること。
- 8) 受託者の責任において協議打合せ事項等の協議書を作成し、本組合に直ちに提出し承諾を得ることとする。

5. 秘密の保持等

- 1) 業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2) 成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を組合の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。
- 3) 本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報保護の重要性を充分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

6. 関係機関との協議

受託者は、業務に必要な関係機関（関係官公庁）と協議を行うとき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく本組合に報告しなければならない。

7. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、組合が所有し本業務に利用でき得る資料については、これを受託者に貸与することがある。受託者は貸与された資料については、借用書を作成のうえ組合に提出し、業務完了時まで返納すること。

8. 検査

受託者は、本業務完了後、所定の手続きを経て本組合の検査を受けるものとし、検査完了の合格をもって完了とする。

9. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【本編】 | 5 部 |
| 2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】 | 5 部 |
| 3) 循環型社会形成推進地域計画 | 3 部 |
| 4) 新ごみ処理施設整備基本方針【本編】 | 3 部 |
| 5) 新ごみ処理施設整備基本方針【概要版】 | 3 部 |
| 6) 上記原稿を納める電子媒体 | 1 式 |
| 7) 打合せ議事録（A 4 版） | 1 部 |

第2章 業務内容

第1節 新ごみ処理施設整備基本方針策定業務

第1項 基本方針案作成の目的

当該業務は、本組合が計画するごみ焼却施設と破砕・選別施設を合わせた新ごみ処理施設（以下、当該処理施設と言う）整備に係る基本的諸元を整理し、本組合の基本方針決定に資する基本方針案としてまとめることを目的として委託するものである。

第2項 ごみ処理システムの検討

受託者は、下記に示す項目によりごみ処理システムの検討を行うものとする。なお、システムの検討においては、本組合がこれまでに実施した各種検討業務の成果や協議結果との連続性や整合性に留意して行うものとする。

1. 基本方針

ごみ処理に関する処理システム案を作成するための基本的な考え方を整理すること。

2. ごみ量、ごみ質の推計

計画目標年次までのごみ量及びごみ質に関しての長期見通しを、本組合最新の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及びごみ組成調査の結果に基づき検討すること。

3. 処理技術適用性の検討

ごみ処理技術の動向を検討した結果や過年度に本組合で検討した施設計画等に基づき施設規模を想定し、適用するごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討すること。

4. ごみ処理システム案の作成

本組合最新の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等を参考にして、今後整備が必要となる各処理施設の必要な規模、規模構成や整備パターンについてごみ処理システムを複数案設定すること。なお、ごみ処理システム案の設定にあたっては、収集・運搬、中間処理、最終処分などに適用性が高い技術の組み合わせに留意すること。

5. ごみ処理システム案の評価

前項で作成されたごみ処理システム案を総合的に評価するための評価基準を設定し、比較・評価により実効性と経済性に優れた処理システムを選定すること。なお、比較・評価にあたっては、環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等を参考とすること。

第3項 施設規模の検討

受託者は、計画処理量及び収集変動、年間稼働日数を勘案し、計画目標年次における当該処理施設を構成する各施設の整備規模を設定すること。

1. 収集変動の検討

2. ごみ減量の推移と計画目標年次（施設供用開始後概ね15～20年後を想定）

3. 施設の運転体制

4. 施設整備規模の設定

第４項 ごみ処理方式の検討

受託者は、ごみ焼却施設及び破碎・選別処理施設における各種処理方式の特徴について比較検討を行うこと。

第５項 既存施設敷地内整備の可能性検討

受託者は、前段で検討した施設規模並びに処理方式に基づき、既存施設の敷地及び隣接する本組合が指定する範囲内に当該処理施設の整備並びに効率的な運用が可能であるかの検討を行うこと。

第６項 概算事業費の算出

受託者は、検討された施設規模並びに処理方式と、本組合が指定した敷地範囲内での整備を前提とした当該処理施設の概算事業費を類似施設の建設実績及び直近の建設単価を参考に算出するものとする。

第７項 施設整備スケジュールの作成

受託者は、当該処理施設供用開始までの各プロセスを想定して、本組合の必要とする手続きや期間を明らかにした概略スケジュールを作成すること。

- １．計画プロセス
- ２．設計プロセス
- ３．事業者選定プロセス
- ４．施設整備プロセス
- ５．供用開始準備プロセス

第８項 施設整備基本方針（案）の作成

受託者は、想定される当該処理施設の整備内容（施設規模・処理方式等）に基づき施設整備基本方針（案）としてまとめること。

- １．施設の整備内容
 - ① 各処理施設内容、施設の規模、運営・維持管理体制
 - ② 既存施設の存続、廃止計画
- ２．行財政計画
 - ① 行政政策、計画推進方針、管理運営計画等について
 - ② 概算事業費及び資金計画について

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務

廃棄物処理法第6条第2項に基づき、以下に掲げる項目を明確に定め基本計画を策定すること。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
6. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

第1項 策定当たって整理すべき事項

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たって、計画策定の背景を整理し計画策定の基本的考え方を整理すること。

1. 地域の概況

1) 人口動態

人口動態については、直近データを加え過去10年間程度の推移を整理するとともに、年齢別、性別の構造を示す図（人口ピラミッド等）を示すこと。

2) 産業の動向

産業動向については、区域内の産業構造や従業者人口、事業者数、土地利用状況等について整理を行うこと。

3) 総合計画等の関係

ごみ処理基本計画が、構成自治体における総合計画等と齟齬が生じることのないよう、今後の本組合の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理すること。

2. ごみ処理の現状

1) ごみ処理フローの作成

直近年の実績をフローチャート等で図示し、本組合のごみ処理システムをわかりやすい形で整理すること。

2) ごみ処理体制の整理

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営管理体制などを整理すること。

3) ごみ処理の実績把握

以下の項目について、直近データを加え改めて過去5年間の実績を把握・整理すること。

(1) 処理実績等

- ① ごみ処理の経緯
- ② ごみ種類別発生量

- ③ 発生原単位
- ④ ごみの性状（組成、ごみの発熱量）
- ⑤ 処理形態別処理経費
- （２） ごみの減量化・再生利用の実績
 - ① 資源となるごみの分別収集量
 - ② 粗大ごみからの資源回収量
 - ③ 住民団体に集団回収量
 - ④ 事業者等による資源回収量
 - ⑤ 厨芥のコンポスト化
- （３） 収集・運搬
 - ① 収集・運搬の方法
 - ② 収集・運搬車両
 - ③ 収集・運搬量
 - ④ 収集区域
- （４） 中間処理
 - ① 中間処理の対象廃棄物
 - ② 中間処理の方法
 - ③ 中間処理施設の概要
 - ④ 中間処理量
 - ⑤ 中間処理物の残渣処理
- （５） 最終処分
 - ① 最終処分の方法
 - ② 最終処分施設の概要
 - ③ 最終処分量
- （６） 温室効果ガス排出量
- （７） ごみ処理に係る財政及び処理コスト
 - ① 収集・運搬費
 - ② 中間処理費
 - ③ 最終処分費
- ４） ごみ処理の評価

３）で整理した実績を基に、本組合の一般廃棄物処理システムについて評価を行うこと。
評価項目等については、表－１に示す。

(表－１ 評価項目)

視 点	指標で測るもの	指標の名称	単 位	計 算 方 法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当り ごみ総排出量	Kg/人・日	(年間収集人口+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源 回収率	% (t/t)	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	最終処分	廃棄物のうち最終 処分される割合	% (t/t)	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
地球温暖化防止	温室効果ガスの 排出	廃棄物処理に伴う 温室効果ガスの人 口一人一日当たり の排出量	Kg/人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日
経 済 性	費用対効果	人口一人当たりの 年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する年間総費用÷計画収集人口
		最終処分に要する 費用	円/t	最終処分に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

なお、評価の方法は各項目について数値化し、当該数値について以下の方法いずれか、または、次の方法の組合せにより評価を行うこと。

- (１) 本組合で設定した目標値を基準値とした比較による評価
- (２) 国の目標値を基準値とした比較による評価
- (３) 全国または香川県における平均値や類似団体の平均値を基準とした比較による評価

５) 課題の抽出

実績を整理した結果を基に、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出すること。

３. 廃棄物処理行政の動向

１) 国の動向

- (１) 廃棄物処理法基本方針
- (２) 個別リサイクル法
- (３) 中央環境審議会

- 2) 香川県の動向
 - (1) 廃棄物処理計画
 - (2) 環境審議会等
- 3) 近隣自治体
 - (1) 広域処理方法
- 4) 新技術等の動向
 - (1) 廃棄物処理に関する技術
 - (2) 公害防止に関する技術

4. 計画策定の基本的な考え方

- 1) 計画策定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえ、計画策定の趣旨を明らかにすること。
- 2) 計画の位置付け
 - (1) 他の計画との関連

関連法令や上位計画、本組合の関連計画と当該計画との関連を整理し、本組合の廃棄物処理に関する基本的な方針を定めるものであることを明確にすること。
 - (2) 計画対象区域
 - (3) 計画の範囲

計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理すること。
 - (4) 計画目標年次

計画目標年次は計画策定時より15年とする。

第2項 ごみ処理基本計画の策定

1. ごみの発生量及び処理量の見込み

- 1) 人口及び事業活動等の将来予測
 - (1) 人口の将来予測
 - (2) 事業活動の将来予測
- 2) ごみ発生量の将来推計
 - (1) 現状施策においてのごみ発生量の推計
 - (2) ごみの排出抑制及び再生利用促進のための数値目標設定

2. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

- 1) 行政の役割
 - (1) ごみ処理の有料化について
 - (2) 環境教育、普及啓発について
 - (3) 多量の排出事業者に対する減量化指導について
 - (4) 容器包装廃棄物の排出抑制について
 - (5) リターナブル容器の利用促進について

- (6) 環境物品等の使用促進について
- 2) 住民の役割
 - (1) 住民団体による集団回収の促進について
 - (2) 容器包装廃棄物の排出抑制について
 - (3) 環境物品等の使用促進及び使い捨て品の使用抑制について
- 3) 事業者の役割
 - (1) 発生源における排出抑制について
 - (2) 過剰包装の抑制について
 - (3) 流通包装廃棄物の排出抑制について
 - (4) リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制について
 - (5) 環境物品等の使用促進及び使い捨て品の使用抑制について
 - (6) 食品廃棄物の排出抑制について

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

下記の点に留意・検討して分別区分等を定めること。

- 1) 再生利用に配慮した区分とすること。
- 2) 再生利用ルート of 整備等も含めて検討すること。
- 3) 分別収集の方法について具体的にイメージすること。
 - (1) 集積場所の確保について
 - (2) 他のごみ収集との関係について
 - (3) 再生施設の必要性について
 - (4) 住民協力の得やすさについて
 - (5) 地域における再生品市場の状況について

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体について定めること。

- 1) 収集・運搬計画
 - (1) 分別区分ごとの収集形態、収集回数、収集体制、収集運搬量を検討すること。
 - (2) 受入れできない廃棄物について基本的事項を明らかにすること。
 - ① 種類
 - ② 排出先
 - ③ 処理ルート
 - ④ 処理方法
 - (3) 特別管理一般廃棄物及び在宅医療廃棄物について検討すること。
 - (4) 収集車両の低公害化
- 2) 中間処理計画（再生利用を含む）
 - (1) 対象とするごみ量の検討と予測

- (2) 最適な処理方法について
- (3) 感染症廃棄物の処理について
- 3) 最終処分計画
 - (1) 対象とするごみ量の検討と予測
 - (2) 対象ごみの種類、形状、組成について
 - (3) 埋立処分すべき量及び既存施設の残余量について

5. ごみの処理施設の整備に関する事項

「第1節 新ごみ処理施設整備基本方針策定業務」の検討結果を本計画に反映すること。

6. その他ごみ処理に関し必要な事項

その他ごみ処理に関し、以下の項目を検討すること。

- 1) 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の制度について
- 2) 製造事業者等及び廃棄物再生事業者の協力内容について
- 3) 災害廃棄物の処理計画について
 - (1) 災害廃棄物の仮置場について
 - (2) 広域処理体制の整備について
- 4) 不適正処理、不法投棄対策について

第3節 第3期循環型社会形成推進地域計画策定業務

本対象事業に係る計画支援事業及び施設整備事業を、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業とするために、次の事項について作成を行うものとする。作成に当たっては、本組合及び構成自治体の一般廃棄物処理基本計画等の関連計画との整合を図るものとする。

第1項 基本事項の検討

計画の目的及び目指すべき将来像について本組合の地域特性を踏まえて表記すること。

1. 対象地域（人口・面積等）

計画の対象とする構成自治体ごとに人口、面積を整理すること。また、計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成すること。

2. 計画期間

原則として5年を目安に設定すること。ただし、計画期間が5年では妥当でないと判断される場合は、7年程度を限度として設定すること。

3. 基本的な方向

3Rの推進に関する計画の目標、本組合の目指す姿などについて、地域の廃棄物発生・排出特性や、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向など本組合の特色に配慮した重点的な施策の方向を考慮して検討すること。

第2項 現状と目標の検討

2. 一般廃棄物等の処理の現状

過去5年以上の一般廃棄物の排出量、再生利用量、熱回収量、中間処理による減量化量、最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理すること。

3. 生活排水処理の現状

過去5年以上の生活排水の処理人口、排出量、処理・処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理すること。

4. 一般廃棄物等の処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量、その他の指標に関する目標値を設定すること。

5. 生活排水処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における処理形態別人口、排出量の指標に関する目標値を設定すること。

第3項 施策の内容の検討

1. 発生抑制、再使用の推進

基本的な方向に従って、廃棄物処理の有料化、環境教育・普及啓発、マイバック運動・レジ袋対策・簡易包装など、地域で解決可能な施策に関する事項、汚濁負荷量削減のための生活排水対策などについても検討・整理すること。

2. 処理体制

生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物（併せ産廃）及び、生活排水の処理

体制について、分別区分、収集運搬・処分方法、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応、生活排水の処理対策等に関する事項について検討・整理すること。

3. 処理施設の整備

基本的方向に従って、再生利用推進のための施設、熱回収等のための施設、適正な最終処分のための施設、収集運搬の最適化のための施設、併せ産廃モデル施設、し尿処理のための施設、浄化槽整備のうち、整備が必要となる施設について、施設の種類、処理能力、設置予定地、事業期間、事業費について検討・整理すること。

4. 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関して必要となる土地・地盤・地下水等の調査、周辺環境調査、測量、計画、設計、施工監理等の計画支援事業の内容と費用について検討・整理すること。

5. その他の施策

その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策、地域住民等との協働・助成などの事項、不法投棄対策に関する事項、災害時の廃棄物処理に関する事項等について検討・整理すること。

第4項 計画のフォローアップと事後評価

1. 計画のフォローアップ

計画の進捗状況の把握に関する事項を検討・整理すること。

2. 事後評価及び計画の見直し

計画の事後評価、計画の見直しに関する事項を検討・整理すること。

第5項 添付資料

1. 様式1：循環型社会形成推進交付金事業計画総括表1
2. 様式2：循環型社会形成推進交付金事業計画総括表2
3. 様式3：地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧
4. その他参考資料様式1～7